



タイトル Title	船舶旗について(On the Ensign)
著者 Author(s)	杉浦, 昭典
掲載誌・巻号・ページ Citation	海事資料館年報,12:6-7
刊行日 Issue date	1984
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	10.24546/81005923
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81005923

船舶旗について

杉浦昭典

近代海運国における海事慣習はほとんど19世紀の海洋王国イギリスの影響を受けている。船舶に掲揚する国旗や信号旗についてはその例が特に顕著である。国旗は国家の象徴としてその国を代表し、国際関係にあっては極めて重要な役割を演じることが多い。国際航海に従事する船舶にとって、その国籍を明示するため、国旗はなくてはならない存在である。

日本船舶は船舶法第2条に「日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス」とあるように日本国旗掲揚の権利を持っている。しかし同時に第7条の「日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、番号、総トン数、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス」という規定により国旗の掲揚を強制される場合がある。

船舶の国旗は船尾の旗竿に掲揚するのが普通である。帆船のように最後尾のマストにガフのある場合は、航海中、見えやすいようにガフの先端に掲揚する。17世紀のイギリス沿岸を航過した外国船は、マストのガフに自国旗を掲げてまずその国籍を明らかにし、次いで敵意のないことを示すためその国旗を降下した。降旗礼は船舶最高の敬礼である。現在でも、船舶が他の船舶や陸上の施設に敬意を表す場合は、船尾旗竿に掲げた国旗を半ば降下し、相手が同じようにその国旗を少し下げてまた元の位置へ戻すという答礼を認めた後に自国旗を最初の位置まで上げるのが慣行となっている。

船舶に掲揚される国旗は、国によって必ずしもその国で定められたいわゆる国旗と一致するとは限らない。すなわちこの場合は船舶に用いる特別な国旗ということで船舶旗または艦船旗(Ensign)と呼ばれ通常の国旗(National Flag)と区別される。イギリスに例を取れば、海軍の軍艦旗(War Ensign)、民間の商船旗(Merchant Flag; Civil Ensign)、官庁の官

船旗(State Ensign)の3種類があり、これらの総称が船舶旗である。

イギリスの国旗は時代によって幾多の変遷を経て来たが、現在のものは1801年から公式に使用されている。この国旗のデザインは、イングランドのセント・ジョージ旗(白地に赤十字)、スコットランドのセント・アンドリュー旗(青地に白X字)、アイルランドのセント・パトリック旗(白地に赤X字)という3つの王国旗を重ねて組み合わせたいわゆるユニオン・フラッグ(連合王国旗)である。

イギリスのユニオン・フラッグには一見したところ上下表裏の区別がなさそうであるが、仔細に見るとセント・パトリック旗の赤X字がセント・アンドリュー旗の白X字の中央に配されず、少しずつ旗面の中心から見て左側へ寄せられている。そのため旗竿に取り付ける位置を間違えるとデザインが全く反対になってしまうので取り扱いには注意しなければならない。

イギリスの船舶旗は、最初、カントン(4区画に分割した旗面の旗竿寄りの上部区画)にユニオン・フラッグを配した赤旗の1種類だった。しかし、1864年からそれまでの船虚旗を商船旗、この商船旗の赤地を青地と置き換えたものを官船旗、白地に赤十字のセント・アンドリュー旗のカントンにユニオン・フラッグを配したものを軍艦旗というように3種類に分け今日に至っている。

船尾の旗竿にくらべて船首の旗竿は小さく、船首旗も船尾の船舶旗よりずっと小さい。この小さな船首旗のことをジャック(Jack)といい、イギリスではユニオン・フラッグがそのまま用いられた。19世紀にはイギリス艦船が世界の海を走り回り、諸外国の港へ出入したが、船首にはためく小さなユニオン・フラッグは世界中の人々の目を引き付けた。そしてユニオン・フラッグというよりユニオン・ジャックの名で

知られるようになったのである。

1776年7月4日、アメリカ合衆国は独立宣言を行った。この時、アメリカには正規の国旗は制定されていなかったが、非公式にコンチネンタル・カラーが国旗として用いられていた。これは、まだセント・パトリック旗を加えていないセント・ジョージ旗とセント・アンドリュース旗の2つの王国旗だけを組み合わせた当時のイギリス国旗をカントンに置き、他に赤7本、白6本の横線を交互に配したもので、その後、グランド・ユニオン・フラッグと呼ばれた。

グランド・ユニオン・フラッグの紅白13本線は当時の合衆国13州を表したが、1777年6月14日にはカントンのイギリス国旗を青地に13個の白い星を配したものと置き換えてこれを正規の国旗とした。いわゆる星条旗である。星条旗の星は州が増える度に追加され、現在は50州、50個の星が使われている。

アメリカの場合、船舶旗には国旗がそのまま使われた。そして船首旗には星条旗のカントンにある青地に白い星の部分だけが採用された。イギリスの場合とは逆である。星条旗のことをアメリカ人がグランド・ユニオン・フラッグと呼んだところから、アメリカ艦船の船首旗もまたユニオン・ジャックと呼ばれるが、あまり一般的ではない。

イギリスでもアメリカでも、船首旗として国旗を用いるのは軍艦と国有船だけである。商船の場合にはその所属する会社の社旗が用いられる。船首旗はすなわち船主旗ということなのであろう。これはまた国際的に共通の海事慣習であり、通常、船首旗の掲揚は出入港時と停泊中に限られる。もちろん日本船舶でも同様である。

わが国の船舶に掲揚するための国旗が定められたのは、嘉永7年(1854年)7月11日、江戸幕府が西洋形大船建造を認めるようになり、異国船と紛れないよう「日本惣船印者、白地日之丸幟相用候様被」と布告したのが最初である。万延元年(1860年)にアメリカへ向けて出帆した威臨丸が国旗として日の丸の旗を掲げて行ったことは知られる通りである。さらに文久3年(1863年)8月6日には「御軍艦之儀、御国印

白地日之丸」との布告が出された。

明治新政府は日本船舶の国旗掲揚を明治3年(1870年)1月27日付の太政官布告第57号商船規則によって正式に規定した。この時、大旗(祝日用)、中旗(平常用)、小旗(風雨用)という3種類の国旗の寸法なども併せて示された。旗面の縦横比は7対10、日の丸の直径と旗面の縦の寸法との比は3対5、日の丸の中心は旗面の上下の中央、左右は横の長さの100分の1だけ旗竿の方へ寄せるということだった。

同年5月15日付太政官布告第355号陸軍規則では陸軍御国旗として旭日旗が制定されたが、これは後に陸軍旗として知られる。次いで同年10月3日付太政官布告第651号海軍規則により「海軍御旗章国旗章並諸旗章」の中に御国旗としてそれまでの例に倣い日章旗を軍艦旗および艦首旗として用いることが定められた。その後、明治22年(1889年)10月7日発布の海軍旗章条例により、御国旗の称がなくなり、軍艦旗として旭日旗、艦首旗にはそれまで通りの日章旗が当てられ、それぞれ正式の称となった。

白地の旗面における日の丸の位置と大きさは商船規則と海軍規則とでは少し異なり、海軍規則の場合、旗面の縦横比は2対3、日の丸の直径と旗面の縦の寸法との比は3対5、日の丸の中心と旗面の中心は一致していた。また海軍旗章条例は大正3年3月1日付で海軍旗章令と改められたが、艦首旗として用いられた国旗に関する規定は昭和20年10月の海軍廃止まで変わらなかった。

日本の国旗が日章旗であることは明治3年の太政官布告第57号によって明確であるが、その後定められた海軍旗との違いからそのデザインに微妙な差異を残したまま今日に至っている。海軍規則が無効になった現在なお国旗のデザインについては決定的な根拠がない。白地に日の丸というあまりにも簡潔なデザインが細かい寸法規定を敢て必要としなかったと考えられる。